

川子相発第96号
令和5年3月8日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 榊原 秀忠 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和4年10月31日執行の子ども部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（子育て相談課）

子育て相談課の負担金及び雑入において、納付書の納期限の指定が川口市会計事務規則に則って行われていないものが散見されたので、適正に事務を執行されたい。

また、出納員収納事務において、領収印の管理が川口市会計事務規則に則って行われていないので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

令和4年11月28日付調定起票の「子育て短期支援事業利用者負担金」その他これ以降に起票した負担金及び雑入について、川口市会計事務規則に則り、納期限を、通知をする日から起算して20日以内に定め、適正な事務の執行となるよう改めました。

また、川口市会計事務規則に則り、出納員領収印を作成・管理し、適正な事務の執行及び管理を徹底しております。



指摘事項

支出事務について（子育て相談課）

子育て相談課の補助金等について、交付手続きが川口市補助金等交付規則に則って行われていないので、適正に事務を執行されたい。

また、交付に際しては、基準等を定め執行されたい。

講じた措置の内容

埼玉県里親会南はなみずき会への助成金について、令和5年4月1日付で適用となる「埼玉県里親会南はなみずき会助成金交付要綱」を令和5年2月1日付で制定し、適正な事務の執行となるよう改めました。

指摘事項

財産管理について（子育て相談課）

子育て相談課の郵便切手等の受払いにおいて、出納の管理が川口市文書管理規程に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

郵便切手等受払簿について、受払簿が使用されたときは即時確認・押印すると共に、所属長及び係長による定期的な郵便切手等受払簿の確認をするようにし、適正な事務の執行及び管理を徹底しております。